

平成 1 7 年 度

中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）

本実施状況（見込み）は、都道府県からの聞き取りに基づき平成 1 8 年 1 月末現在で取りまとめた概数値。平成 1 7 年度の中山間地域等直接支払制度の実績については、平成 1 8 年 6 月末までに都道府県からの報告に基づき公表予定。したがって、数値は変わり得る。

平成 1 8 年 2 月 1 3 日

農林水産省農村振興局

平成 17 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）

1．市町村数

平成 17 年度に中山間地域等直接支払交付金の交付が見込まれる市町村（交付見込み市町村）は、1,161 市町村。

（対象農用地を有する市町村（対象市町村）1,293 市町村の 90%）

平成 17 年度の交付見込み市町村数

	平成17年度	参考：平成16年度
交付見込み市町村数()	1,161	1,484 ¹
対象市町村数()	1,293	1,591 ²
(/)	90%	93%

1 平成16年度に交付を行った市町村として、都道府県から報告のあった市町村数

2 平成16年度に交付対象となる農用地を有する市町村として、都道府県から報告のあった市町村数

2．協定数

平成 17 年度に対象農用地において 5 年間以上の農業生産活動等を行う協定が締結された協定数は 27,905 協定と見込まれ、集落協定³は 27,483 協定、個別協定⁴は 422 協定が見込まれる。

平成 17 年度に締結された協定数（見込み）

	平成17年度	参考：平成16年度
集落協定数	27,483	33,331
個別協定数	422	638
合計	27,905	33,969

3 集落協定とは、直接支払いの対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

4 個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

3. 交付見込み面積

平成17年度に対象農用地において協定が締結され、交付が見込まれる面積（交付見込み面積）は約65万4千ヘクタール。

（平成17年度に策定された市町村基本方針に定められた対象農用地面積の合計（80万7千ha）の81%）

平成17年度の交付見込み面積

	平成17年度	参考：平成16年度
交付見込み面積()	65万4千ha	66万5千ha ⁵
対象農用地面積()	80万7千ha	78万7千ha ⁶
(/)	81%	85%

5 平成16年度において交付金が交付された農用地として、都道府県から報告のあった面積

6 平成16年度において市町村基本方針に定められている対象農用地として、都道府県から報告のあった面積

なお、交付見込み面積のうち、

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価の交付が見込まれる面積（基礎単価面積）は約13万9千ヘクタール、

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価の交付が見込まれる面積（体制整備単価面積）は約51万5千ヘクタール。

また、担い手等への農作業の受委託、法人の設立等、より積極的な取組を行う場合において、別途単価の加算が見込まれる面積（加算単価面積）は約8千ヘクタール。

平成17年度の交付見込み面積の交付単価別内訳

	平成17年度	左欄の協定数
基礎単価面積	13万9千ha	15,234
体制整備単価面積	51万5千ha	12,671
加算単価面積	7.5千ha	676
規模拡大加算 ⁷	0.8千ha	295
土地利用調整加算 ⁸	3.0千ha	167
耕作放棄地復旧加算 ⁹	0.1千ha	95
法人設立加算 ¹⁰	3.7千ha	172

7 担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間以上耕作する場合の加算

8 担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算

9 新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧する場合の加算

10 新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算

(参考1)

平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況(見込み)

都道府県名		交付市町村数	協 定 数			交付見込み面積 (ha)			加 算 単価面積 (ha)	(参 考) H16年度 交付面積(ha)
			集落協定	個別協定	計		基 礎 単価面積	体制整備 単価面積		
北 海 道		99	404	1	405	324,478	23,768	300,710	82	327,653
東 北	青 森	33	612	10	622	11,259	4,349	6,910	9	11,670
	岩 手	39	1,093	43	1,136	19,283	2,403	16,879	446	18,358
	宮 城	17	246	7	253	2,191	1,133	1,058	48	2,613
	秋 田	25	553	9	562	9,526	2,325	7,201	0	10,187
	山 形	34	524	18	542	8,294	1,898	6,396	23	8,848
	福 島	51	1,346	35	1,381	15,782	5,701	10,082	415	14,746
	東 北 計	199	4,374	122	4,496	66,336	17,809	48,527	940	66,422
関 東	茨 城	9	141	1	142	705	263	441	0	806
	栃 木	13	220	3	223	2,000	361	1,639	0	1,922
	群 馬	28	266	3	269	1,838	1,021	817	3	1,833
	埼 玉	16	54	4	58	238	45	193	2	248
	千 葉	17	163	2	165	1,100	797	303	0	1,133
	東 京	2	3	0	3	33	28	5	0	41
	神 奈 川	4	19	0	19	159	2,150	9	0	212
	山 梨	27	394	9	403	4,291	1,160	3,131	2	4,457
	長 野	81	1,247	19	1,266	10,028	4,627	5,401	270	10,655
	静 岡	21	453	3	456	3,934	1,574	2,360	4	4,832
	関 東 計	218	2,960	44	3,004	24,326	10,027	14,299	281	26,139
北 陸	新 潟	25	989	9	998	16,133	4,309	11,824	368	16,967
	富 山	13	329	0	329	4,543	1,173	3,371	348	4,474
	石 川	17	391	5	396	3,272	1,193	2,079	134	3,693
	福 井	23	293	2	295	2,215	967	1,248	157	2,267
	北 陸 計	78	2,002	16	2,018	26,163	7,641	18,522	1,007	27,400
東 海	岐 阜	22	870	9	879	8,301	2,981	5,320	131	7,970
	愛 知	8	292	5	297	1,558	1,361	197	2	1,572
	三 重	14	194	0	194	1,250	665	585	119	1,270
	東 海 計	44	1,356	14	1,370	11,109	5,007	6,101	253	10,812
近 畿	滋 賀	11	88	0	88	1,244	618	626	33	1,208
	京 都	17	472	2	474	4,722	1,580	3,142	264	4,277
	大 阪	1	2	0	2	25	25	0	0	69
	兵 庫	22	577	1	578	4,571	2,457	2,114	148	4,548
	奈 良	14	380	0	380	3,239	1,108	2,131	0	3,372
	和 歌 山	24	655	6	661	11,887	4,779	7,107	0	12,288
	近 畿 計	89	2,174	9	2,183	25,687	10,567	15,120	446	25,761
中 国 四 国	鳥 取	17	624	11	635	6,978	3,082	3,897	168	7,321
	島 根	20	1,380	56	1,436	13,458	2,847	10,612	1,303	14,119
	岡 山	26	1,358	8	1,366	10,560	6,257	4,302	212	11,147
	広 島	17	1,414	60	1,474	19,354	9,808	9,546	1,009	18,625
	山 口	27	901	8	909	12,429	2,713	9,716	418	13,075
	徳 島	26	639	11	650	4,279	2,466	1,813	2	4,647
	香 川	15	423	0	423	2,728	2,076	652	2	3,188
	愛 媛	18	1,082	4	1,086	16,024	5,237	10,787	139	17,652
	高 知	37	756	6	762	6,531	2,530	4,001	2	5,657
	中 四 計	203	8,577	164	8,741	92,342	37,016	55,326	3,255	95,431
九 州	福 岡	45	692	0	692	6,502	1,924	4,578	34	6,909
	佐 賀	21	527	0	527	8,100	3,481	4,618	11	8,497
	長 崎	30	860	6	866	6,660	3,058	3,603	18	6,809
	熊 本	45	1,328	20	1,348	32,355	10,687	21,668	67	32,001
	大 分	20	1,032	24	1,056	13,732	4,028	9,704	961	13,855
	宮 崎	28	444	0	444	5,566	673	4,893	1	5,379
	鹿 児 島	33	743	1	744	7,166	3,333	3,833	185	8,389
九 州 計	222	5,626	51	5,677	80,079	27,182	52,897	1,277	81,837	
沖 縄		9	10	1	11	3,746	26	3,719	0	3,639
都府県計		1,062	27,079	421	27,500	329,787	115,276	214,511	7,458	337,440
全 国 計		1,161	27,483	422	27,905	654,265	139,044	515,221	7,540	665,093

注：1 四捨五入の関係で計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

2 加算単価面積は規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算の交付見込み面積の累計である。

農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組事例

マスタープランの作成に特徴のある取組

- 町独自の支援ツールの活用（愛媛県久万高原町）

集落におけるマスタープラン作成を支援するため、町独自に集落の状況に応じたモデルとなる「マスタープランお助け表」及び「年度毎活動計画表」を考案した。これにより、どの集落においても一定水準の目標設定と5年間の具体的な工程管理を簡便に明文化することが可能となり、集落の事務負担が大幅に軽減されたとともに、各集落の実態の的確な把握に大いに役立った。

集落協定の連携や統合に向けた取組

- 共同作業の効率化と生態系保全活動のため協定を統合（北海道雨竜町）

新たな対策の実施を契機に、協定活動の量的かつ質的な向上を図るため、隣接する小規模・少人数の3つの集落協定を1つに統合し、地域一体となって協定活動に取り組むこととした。これにより、農作業等の共同作業を効率化し、コスト・労働負担の軽減を図るとともに、他団体（隣町商工青年部）と連携して自然生態系の保全活動（ビオトープの確保）の実現を目指す。

機械・農作業の共同化に向けた取組

- 大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化（三重県伊賀市）

農業従事者の高齢化が進行する中、定年帰農者や兼業農家で構成する営農組合の充実を図り、集落全体で農地を保全し、転作作物の「そば」の特産品化を図るため、耕作放棄地となりそうな農地を営農組合が受託管理するとともに、営農の効率化・低コスト化を実現するため、農業機械・施設の共同利用を推進（協定面積の40%以上増加）する。

農業生産法人、集落営農組織の育成に向けた取組

- 集落営農の法人化により農作業共同化を強化（滋賀県多賀町）

高齢化・担い手不足が進行する中、従来から農業施設等の共同管理に取り組んできた。今後、環境こだわり農業への取組（県条例に基づく認証制度：農薬・化学肥料使用量を慣行の5割以下に削減）、獣害対策、非農家参加による交流活動等を推進するため、共同活動の中心組織である集落営農の法人化を目指すとともに、全ての協定農用地における農業機械の共同利用を目指す。

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払制度の継続的な実施

1 趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するとの考えの下で、本制度を継続的に実施する。

2 事業の内容

(1) 対象地域及び対象農用地

の地域振興立法等の指定地域のうち、 の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

対象農用地

ア 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）

イ 自然条件により小区画・不整形な田（大多数が30a未満で平均20a以下）

ウ 草地比率の高い（70%以上）地域の草地

エ 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）

オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

(2) 対象行為

集落協定等に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下での5年間以上継続して行われる農業生産活動等、一定の要件の下での農用地保全体制の整備（必須要件）や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択的必須要件）の実施。

(3) 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む。）

(4) 交付単価

地 目	区 分	基礎単価（10a当たり単価）	体制整備単価（10a当たり単価）
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草 地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

注1) (2)の対象行為において を取り組む場合の交付単価は基礎単価とする。

注2) (2)の対象行為において に加えて を取り組む場合の交付単価は体制整備単価とする。

注3) 以下の取組を実施する場合は、取組に応じて田で500円～1,500円/10a、畑・草地で500円/10a等の上乗せを行う。

担い手への農地利用集積を新たに一定割合以上行う場合

新規就農者や担い手が条件不利な農地を引き受けて規模拡大する場合

一定規模以上の耕作放棄地の復旧を行う場合

法人を設立する場合

3 事業実施主体等

(1) 事業実施期間：平成17年度～平成21年度

(2) 事業実施主体：中山間地域等の市町村

(3) 補助率：定額